

(務) 第33号
昭和54年6月13日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A0000
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織法制係

三重県警察本部長

申請書、許可証等における元号の取扱いについて（例規通達）

元号制定の手続を定めることを主たる目的とした元号法（昭和54年法律第43号）が、昭和54年6月12日付で公布施行されたが、同法は元号の使用を義務付けるものでなく、したがって、警察が取扱う申請書、許可証等における年の表示方法は、従来と何ら変わるものではないので、次の点に留意し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

- 1 西暦を用いて申請等がなされた場合においては、事務処理の統一を図るため、従来どおり、元号を用いるよう協力を求めるものとし、協力が得られないときは、そのまま受理すること。
- 2 許可証等を交付する場合においては、従来どおり、西暦を用いる必要があるとき（例えば、国外運転免許証を交付するときなど）以外は、元号を用いること。